自己資本の充実の状況

自己資本の構成に関する事項

【単位：千円】

項目		平成23年度	平成24年度
基本的項目	（A）	5,618,658	5,797,719
出資金		5,177,271	5,087,646
（うち後配出資金）		－	－
回転出資金		95,479	50,809
再評価積立金		－	－
資本準備金		2,386	2,386
利益準備金		385,000	485,000
次期繰越剰余金		81,350	280,751
処分未済持分		▲ 122,828	▲ 108,873
その他有価証券の評価差額		－	－
営業権相当額		－	－
企業結合により計上される無形固定資産相当額		－	－
証券化取引により増加した自己資本に相当する額		－	－
補完的項目	（B）	107,918	130,856
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の４５％相当額		－	－
一般貸倒引当金		107,918	130,856
負債性資本調達手段等		－	－
負債性資本調達手段		－	－
期限付劣後債務		－	－
補完的項目不算入額		－	－
自己資本総額	（C）＝（A）＋（B）	5,726,576	5,928,575
控除項目	（D）	－	－
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		－	－
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		－	－
期限付劣後債務及びこれに準ずるもの		－	－
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		－	－
基本的項目からの控除分を除く自己資本控除とされる証券化エクスポージャー（ファンドのうち裏付資産を把握できない資産を含む。）及び信用補完機能を持つI/Oストリップス（告示第223条を準用する場合を含む。）		－	－
控除項目不算入額		－	－
自己資本額	（E）＝（C）＋（D）	5,726,576	5,928,575
リスク・アセット等計	（F）	44,217,706	42,596,718
資産（オン・バランス）項目		38,829,531	36,955,480
オフ・バランス取引等項目		36,224	35,924
オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額		5,351,951	5,605,314
基本的項目比率	（A）／（F）	12.70%	13.61%
自己資本比率	（E）／（F）	12.95%	13.91%

（注）１．平成１８年３月２８日金融庁・農林水産省告示第２号「農業協同組合等がその健全性を判断するための基準」に定められた算式に基づき算出したものです。
２．当ＪＡは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
３．当ＪＡが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

自己資本の充実の状況

自己資本の充実度に関する事項

◆信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

【単位：千円】

区　　分	平成23年度			平成24年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所　要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所　要自己資本額 b=a×4%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	417,479	0	0	220,933	0	0
我が国の地方公共団体向け	11,541,782	0	0	10,442,994	0	0
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	30,489,418	6,926,806	277,072	30,925,515	7,014,266	280,571
法人等向け	137,830	103,930	4,157	137,562	66,562	2,662
中小企業等向け及び個人向け	4,329,050	3,156,274	126,251	4,496,016	3,256,806	130,272
抵当権付住宅ローン	1,136,017	396,060	15,842	927,791	323,590	12,944
不動産取得等事業向け	－	－	－	－	－	－
三月以上延滞等	1,830,174	2,229,524	89,181	1,432,022	1,650,130	66,005
取立未済手形	9,684	1,937	77	10,067	2,013	81
信用保証協会等保証付	4,600,388	452,247	18,090	4,626,814	454,647	18,186
共済約款貸付	8,073	0	0	8,463	0	0
出資等	4,589,044	4,589,044	183,562	4,062,184	4,062,184	162,487
複数の資産を裏付けとする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	－	－	－	－	－	－
証券化	－	－	－	－	－	－
上記以外	21,008,899	20,973,708	838,949	20,125,282	20,125,282	806,448
合　　計	80,823,059	38,829,531	1,553,181	79,203,502	36,991,404	1,479,656
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所　要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所　要自己資本額
	a		b=a×4%	a		b=a×4%
		5,351,951	214,078		5,605,314	224,213
所要自己資本額計	リスク・アセット等（分母）計		所　要自己資本額	リスク・アセット等（分母）計		所　要自己資本額
	a		b=a×4%	a		b=a×4%
		44,217,706	1,768,708		42,596,718	1,703,869

（注）

1．「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

2．「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券などが該当します。

3．「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが１５０%になったエクスポージャーのことです。

4．「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

5．「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

6．当ＪＡでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を８%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）×１５%）の直近３年間の合計額}}{\text{直近３年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

自己資本の充実の状況

信用リスクに関する事項

◆標準的手法に関する事項

当ＪＡでは、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は、告示に定める標準的手法により算出しております。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

（ア）リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適　格　格　付　機　関
株式会社　格付投資情報センター（Ｒ＆Ｉ）
株式会社　日本格付研究所（ＪＣＲ）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Ｍｏｏｄｙ’ｓ）
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービシズ（Ｓ＆Ｐ）
フィッチレーティングスリミテッド（Ｆｉｔｃｈ）

（注）
「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛け目のことです。

（イ）リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I,Moody's,JCR,S&P,Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I,Moody's,JCR,S&P,Fitch	

自己資本の充実の状況

◆信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

【単位：千円】

区分		平成23年度				平成24年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
地域別残高計	国内	81,943,549	24,451,551	1,208,457	2,914,440	79,203,502	22,275,423	1,264,298	2,532,927
	国外	－	－	－	－	－	－	－	－
	地域別残高計	81,943,549	24,451,551	1,208,457	2,914,440	79,203,502	22,275,423	1,264,298	2,532,927
業種別残高計	法人 農業	3,343	3,343	－		4,633	1,671	－	2,963
	法人 林業	－	－	－	－	－	－	－	－
	法人 水産業	－	－	－	－	－	－	－	－
	法人 製造業	－	－	－	－	－	－	－	－
	法人 鉱業	－	－	－	－	－	－	－	－
	法人 建設・不動産業	－	－	－	－	133	－	－	133
	法人 電気･ガス･熱供給･水道業	－	－	－	－	－	－	－	－
	法人 運輸･通信業	－	－	－	－	－	－	－	－
	法人 金融･保険業	30,472,437	1,036,153	－	－	30,851,425	1,036,454	－	－
	法人 卸売･小売･飲食･サービス業	170,661	170,661	－	77,287	75,079	75,079	－	1,700
	法人 日本国政府･地方公共団体	8,840,704	8,840,704	－	－	7,598,789	7,598,789	－	－
	法人 上記以外	6,640,976	2,051,647	－	286	6,023,691	1,961,198	－	309
	個人	13,270,505	12,349,043	－	2,836,867	12,516,523	11,602,232	－	2,527,822
	その他	22,544,923	－	1,208,457	－	22,133,229	－	1,264,298	－
	業種別残高計	81,943,549	24,451,551	1,208,457	2,914,440	79,203,502	22,275,423	1,264,298	2,532,927
残存期間別残高計	１年以下	30,076,136	639,852	995		29,690,566	675,833	3,955	
	１年超３年以下	1,369,291	1,369,291	15,524		1,279,223	1,279,224	21,442	
	３年超５年以下	1,865,111	1,865,111	9,600		1,899,757	1,899,757	0	
	５年超７年以下	2,331,848	2,331,848	0		3,419,164	3,419,164	0	
	７年超10年以下	6,081,699	6,081,699	296,941		4,347,944	4,347,944	193,472	
	10年超	10,238,681	10,238,681	885,397		9,046,474	9,046,475	1,045,429	
	期限の定めのないもの	29,980,783	1,925,069	0		29,520,374	1,607,026	0	
	残存期間別残高計	81,943,549	24,451,551	1,208,457		79,203,502	22,275,423	1,264,298	

（注）

1．信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2．「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残高も含めています。

3．「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌月から３ヶ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

4．「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

自己資本の充実の状況

◆貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

【単位：千円】

区分		平成23年度					平成24年度				
		期首残高	期中増加額	期中減少額 目的使用	期中減少額 その他	期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額 目的使用	期中減少額 その他	期末残高
一般貸倒引当金		118,612	107,918	－	118,612	107,918	107,918	130,856	－	107,918	130,856
個別貸倒引当金		987,031	1,084,266	9,259	977,772	1,084,266	1,084,266	1,100,905	99,355	984,911	1,100,905
	国内	987,031	1,084,266	9,259	977,772	1,084,266	1,084,266	1,100,905	99,355	984,911	1,100,905
	国外	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人	農業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人	林業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人	水産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人	製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人	鉱業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人	建設・不動産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人	電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人	運輸・通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人	金融・保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人	卸売・小売・飲食・サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人	その他	78,484	77,068	－	78,484	77,068	77,068	1,504	－	77,068	1,504
	個人	908,547	1,007,198	9,259	899,288	1,007,198	1,007,198	1,099,401	99,355	907,843	1,099,401

◆貸出金償却の額

【単位：千円】

区分		平成23年度	平成24年度
法人	農業	－	－
法人	林業	－	－
法人	水産業	－	－
法人	製造業	－	－
法人	鉱業	－	－
法人	建設・不動産業	－	－
法人	電気・ガス・熱供給・水道業	－	－
法人	運輸・通信業	－	－
法人	金融・保険業	－	－
法人	卸売・小売・飲食・サービス業	－	－
法人	その他	－	－
個人		2,508	2,606
合計		2,508	2,606

自己資本の充実の状況

◆信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

単位：千円】

区分		平成23年度			平成24年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト　0%	－	12,981,377	12,981,377	－	11,636,039	11,636,039
	リスク・ウェイト　10%	－	4,522,464	4,522,464	－	4,546,460	4,546,460
	リスク・ウェイト　20%	－	29,462,949	29,462,949	－	29,899,127	29,899,127
	リスク・ウェイト　35%	－	1,131,600	1,131,600	－	924,542	924,542
	リスク・ウェイト　50%	－	1,209,361	1,209,361	－	1,192,344	1,192,344
	リスク・ウェイト　75%	－	4,208,363	4,208,363	－	4,342,406	4,342,406
	リスク・ウェイト 100%	－	27,264,786	27,264,786	－	25,907,821	25,907,821
	リスク・ウェイト 150%	－	1,162,649	1,162,649	－	754,763	754,763
	その他	－	－	－	－	－	－
自己資本控除額		－	－	－	－	－	－
計		－	81,943,549	81,943,549		79,203,502	79,203,502

信用リスク削減手法に関する事項

◆信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等の我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がＡ－またはＡ３以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。

なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

◆信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

【単位：千円】

区　　分	平成23年度			平成24年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け	33,900	－	－	71,000	－	－
中小企業等向け及び個人向け	20,910	－	－	65,920	－	－
抵当権住宅ローン	－	－	－	－	－	－
不動産取得等事業向け	－	－	－	－	－	－
三月以上延滞等	11,970	－	－	400	－	－
証券化	－	－	－	－	－	－
上記以外	35,000	－	－	－	－	－

（注）

1．「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券が該当します。

2．「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３ヵ月以上延滞している債権者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが１５０％になったエクスポージャーのことです。

3．「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4．「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他資産（固定資産等）が含まれます。

5．「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

出資等エクスポージャーに関する事項

◆出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等又は株式等」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されるものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、②系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社株式については、現在は該当するものがありません。

②その他有価証券については、中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する余裕金運用会議（ＡＬＭ委員会）を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等の評価等については、①その他有価証券については時価評価を行った上で取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。②系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。

また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

自己資本の充実の状況

◆出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

【単位：千円】

項　　目	平成23年度		平成24年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上　　場	－	－	－	－
非 上 場	4,589,044	4,589,044	4,062,184	4,062,184
合　　計	4,589,044	4,589,044	4,062,184	4,062,184

（注）「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

◆出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

【単位：千円】

項　　目	平成23年度			平成24年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
上　　場	－	－	－	－	－	－
非 上 場	－	－	－	－	－	－
合　　計	－	－	－	－	－	－

◆貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

該当する取引はありません。

◆貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません。

金利リスクに関する事項

◆金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの算定方法、管理方法は以下のとおりです。

・　市場金利が上下に２％変動した時（ただし０％を下限）に発生する経済価値の変化額（低下額）を金利リスク量として毎月算出しています。

・　要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去５年の最低残高、②過去５年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の５０％相当額のうち、最小の額を上限とし、０～５年の期間に均等に振り分けて（平均残存２．５年）リスク量を算定しています。

・　金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

金利リスク＝運用勘定の金利リスク量＋調達勘定の金利リスク量（△）

◆金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

【単位：千円】

項　　目	平成23年度	平成24年度
金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	615,611	418,287